様 式 ８ の ２
平成２９年４月改定

短期入所療養介護（予防短期入所）利用料一覧表

○基本利用料（保険給付の一割負担分および自己負担分／１日あたり）

費　　用			要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
介護保険施設サービス費		４人部屋	８９７円	９４９円	１，０１５円	１，０７１円	１，１２９円
		個室	８１７円	８６６円	９３３円	９８９円	１，０４５円
食事標準負担額	第１段階		３００円				
	第２段階		３９０円				
	第３段階		６５０円				
	第４段階		１，８６０円				
住居費負担	第１段階	４人部屋	０円				
		個室	４９０円				
	第２段階	４人部屋	３７０円				
		個室	４９０円				
	第３段階	４人部屋	３７０円				
		個室	１，３１０円				
	第４段階	４人部屋	７１０円				
		個室	１，６９０円				
計	第１段階	４人部屋	１，１９７円	１，２４９円	１，３１５円	１，３７１円	１，４２９円
		個室	１，６０７円	１，６５６円	１，７２３円	１，７７９円	１，８３５円
	第２段階	４人部屋	１，６５７円	１，７０９円	１，７７５円	１，８３１円	１，８８９円
		個室	１，６９７円	１，７４６円	１，８１３円	１，８６９円	１，９２５円
	第３段階	４人部屋	１，９１７円	１，９６９円	２，０３５円	２，０９１円	２，１４９円
		個室	２，７７７円	２，８２６円	２，８９３円	２，９４９円	３，００５円
	第４段階	４人部屋	３，４６７円	３，５１９円	３，５８５円	３，６４１円	３，６９９円
		個室	４，３６７円	４，４１６円	４，４８３円	４，５３９円	４，５９５円

○介護予防サービス基本利用料

費目		要支援１	要支援２
介護保険施設サービス費	多床室	６６２円	８３０円
	個室	６２６円	７８０円

加算利用料（本人１割負担分）

費　　用	金額	加算単位	内容の説明
特定短期入所療養介護費	７１２円	３時間以上４時間未満	医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ中重度等のご利用者様の生活の質の向上、ご家族様等の介護負担の軽減等の観点から、日帰り利用を行った場合に加算されます。
	９８６円	４時間以上６時間未満	
	１，３７０円	６時間以上８時間未満	
個別リハビリテーション実施加算	２６１円	１日あたり	リハビリテーション実施計画書を作成し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを実施した場合に加算されます。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	２１８円	１日あたり（７日間を限度）	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難で、緊急にサービスを利用することが適当であると判断し、短期入所療養介護を行った場合に加算されます。
若年性認知症利用者受入加算	１３０円	１日あたり	若年性認知症のご利用者様に対し、短期入所療養介護を行った場合に加算されます。
緊急短期入所受入加算	９８円	１日あたり（７日間を限度）	ご利用者の状態や家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に短期入所療養介護が必要と認めた方の受入を行った場合に加算されます。
送迎加算	２００円	片道あたり	入退所時に送迎を利用された場合に加算されます。
療養食加算	２５円	１日あたり	糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食等、医師の指示箋に基づき特別の療養食を提供した場合に加算されます。
夜勤職員配置加算	２６円	１日あたり	夜勤職員をご利用者２０名に対し１名以上配置している場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算	１９円	１日あたり	介護を行う職員のうち、介護福祉士が占める割合が６０％を超えている場合に加算されます。
重度療養管理加算	１３０円	１日あたり	次のいずれかに該当する状態の要介護４・５のご利用者に対し、療養上必要な処置を行った場合に加算されます。 ・常時頻回の喀痰吸引を行っている。 ・人工呼吸器を使用している。 ・中心静脈注射を実施している。 ・人工腎臓を実施し重篤な合併症を有する。 ・重篤な心機能障害等で常時モニター計測を実施している。 ・ストマーの処置を実施している。 ・経鼻胃管や胃瘻等の経管栄養が行われている。 ・褥瘡に対する治療を実施している。 ・気管切開が行われている。

介護職員処遇改善加算	39/1000に相当する金額	介護職員の賃金の改善等を実施している介護老人保健施設が、ご利用者様に対して短期入所療養介護を行った場合に、１０００分の３９に相当する単位数を加算します。	
緊急時治療管理	５５６円	１日あたり １月に１回、 連続する３日	入所された方に緊急な医療が必要となり、施設において応急的な治療管理を行った場合に加算されます。
特定治療	やむをえない事情により施設で行われた特定の処置や手術、麻酔等について医療機関に準じて算定し、加算されます。		

※上記の金額は「介護保険負担割合証１割」の方の１日あたりの金額となります。「介護保険負担割合証２割」の方は概ね２倍の金額となります。また、実際の精算時には端数処理により金額の差異が生じます。

その他の日常生活費および特別なサービスの利用料（１日当たり）

費　　目	金額	内容の説明
個室料金	５，４００円	個室料金
日常生活費	Ａセット：２７０円 Ｂセット：２１６円	日常生活に必要な身の回り品（テッシュペーパー・口腔ケア用品など） ※A セットは B セットに加えて乳液・化粧水・ﾊﾝﾄﾞｸﾘｰﾑが含まれます。
教養娯楽費	実費	クラブやレクリエーションで使用する材料費
理髪代	実費	業者委託料金
電気料	５４円	１コンセント